

平成30年度

関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務

特記仕様書

平成30年 8月

国土交通省関東地方整備局

1. 業務概要

本業務は、デュアル燃料化に対応した海洋環境整備船の建造に係る関係機関協議、承諾図書の検討及び施工状況確認を行うものである。

2. 業務場所

建造請負者：ジャパンマリンユナイテッド(株)  
 神奈川県横浜市西区みなとみらい 4-4-2 横浜ブルーアベニュー  
 建造工場：(株) JMUアムテック  
 兵庫県相生市相生 5292 番地

3. 履行期間

契約締結日から平成31年 4月30日までとする。  
 なお、履行期間中における日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び全土曜日は休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	細目	単位	数量	摘要
関東地方整備局海洋環境整備船建造技術検討業務				
協議・報告	協議・報告	式	1	事前協議1回 中間報告5回 最終報告1回
関係機関協議	管海官庁等との協議 協議資料等の作成	回 式	5 1	
承諾図書の検討	承諾図書の検討	式	1	
施工状況確認	施工状況確認	式	1	
報告	承諾図書の検討結果 施工状況確認結果	式 式	1 1	
業務完成図書		式	1	

## 5. 支給材料及び貸与物件

5-1. 支給材料 なし

5-2. 貸与物件 なし

## 6. 業務仕様

### 6-1. 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 平成29年3月）の定めによるものとする。

### 6-2. 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者、担当技術者（以下、総称して管理技術者等という）は、安全に留意し、事故等の発生が生じないように十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者等は、調査職員と十分に打合せを行い、発注者が提示する工程計画及び発注者が関係機関と調整を行った事項等の内容を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

### 6-3. 業務内容

#### (1) 協議・報告

協議は、調査職員と十分な打合せを行うものとし、事前協議、最終報告の各1回と中間報告(H30.11月～H31.3月の月1回以上)5回の計7回行う。打合せ場所は、原則として関東地方整備局海洋環境・技術課とする。

#### (2) 対象業務

本業務の対象は以下のとおりであるが、現地の状況等により変更が生じた場合は、協議の上、業務を実施するものとする。

対 象 業 務	工 期 (参考)
関東地方整備局海洋環境整備船建造 主要目 L×B×D 約 33.0m×約 11.6m×約 4.2m 総トン数 200トン未満 材質 鋼製 船型 双胴型	平成30年7月25日～平成33年3月31日

(3) 関係機関協議

1) 管海官庁等との協議

管海官庁やLNGバンカリング事業者等、関係機関との協議並びに協議の事前準備における建造請負者との打合せについて同席するものとする。なお、日時、場所等については調査職員より別途指示するものとし、交通費等については調査職員と協議の上、工期末日までに変更契約を行うものとする。

2) 関係機関協議の事前準備等において、協議資料等の作成を行うものとする。なお、作成内容、期限等については、調査職員より別途指示するものとする。

(4) 承諾図書の検討

仕様書（海洋環境整備船建造）・関係法令等に基づき、建造請負者が作成した下記リストに示す承諾図書について、以下に示す①～③の検討を行うものである。

なお、建造請負者側において承諾図書の進捗が変更となった場合は調査職員と協議の上、工期末日までに変更契約を行うものとする。

本船は、油回収船及びLNG燃料船であることから、建造に際して、舶検71号及びIGFコードが適用されることから、管海官庁との協議結果等も考慮し検討を行うものとする。

① 仕様書との整合性の検討

承諾図書の内容が、共通仕様書、特記仕様書の内容に適合しているかの検討を行う。

② 関係法令等との整合性の検討

承諾図書の内容が、海洋環境整備船建造に掛かる関係法令等に適合した内容であるかの検討を行う。特に、舶検71号、IGFコードに留意して検討すること。

③ 技術基準等との整合性の検討

承諾図書の内容が、JIS規格等、各種技術基準に適合しているかの検討を行う。

海洋環境整備船建造 承諾図書リスト (1 / 4)

図書名称	承諾図書
(一般部)	
図書目録（承諾申請図・経緯簿）	○
図書目録（完成図）	○
施工及び品質管理計画書	○
検査項目表	○
諸証明書（写）集	—
建造仕様書	—
打合せ議事録	○
要目表	○
JG書式船舶要目表	—
外注品一覧表	○
一般配置図	○
線図	○
排水量等曲線図及び同数値表	○
重量・重心、トリム及び復原性計算書	○
復原力交叉曲線図及び同数値表	○
機関室区画浸水計算書（損傷時復原性計算）	○

総トン数計算書	○
防爆要領図（油回収船及びLNG関係対応）	○
水槽試験方案	○
水槽試験成績書	—
プロペラ設計及び推進性能計算書	○
傾斜試験方案	○

海洋環境整備船建造 承諾図書リスト（2 / 4）

図書名称	承諾図書
傾斜試験成績書	—
海上試験方案	○
海上試験成績書	—
入渠要領図	○
保守サービス体制一覧表	○
船検第71号及びIGFコード対応表	○
船長の為の復原性資料	—
LNGバンカリング手引書	○
回航計画書	○
<b>（船体部）</b>	
船体強度計算書（含む部材寸法計算書）	○
中央断面図	○
鋼材構造配置図	○
外板展開及び肋材配置図	○
上部構造図	○
下部構造図	○
溶接検査結果	—
舵強度計算書	○
舵構造図	○
<b>（船殻艙装部）</b>	
船殻艙装部要目表	○
甲板艙装図	○
揚錨及び係船装置計算書	○
揚錨及び係船装置図	○
防舷材装置図	○
舵トルク計算書及び操舵装置図	○
マスト装置及び構造図	○
採光・通風・冷暖房装置図	○
冷暖房負荷熱量計算書	○
救命・消防設備配置図	○
諸管系統図	○
諸室装置図（操舵室を含む）	○
防熱・防音要領図	○
塗装要領	○

塗装面積計算書（各塗装毎）	○
船名文字等表示要領図	○
電光表示装置図	○
属具・備品目録	○
予備品及び要具・装備品目録	○
各機器詳細図	○

海洋環境整備船建造 承諾図書リスト（3 / 4）

図書名称	承諾図書
各機器及び装置取扱説明書	—
船殻艙装部陸上試験方案及び船内試験方案	○
船殻艙装部陸上試験及び船内試験成績書	—
<b>（機関部）</b>	
機関部要目表	○
機関室全体配置図	○
主機関図及び操縦装置図	○
発電機図及び操縦装置図	○
軸系装置図及び操縦装置図	○
機関部諸管系統図（油圧系統を含む）	○
船体付弁及び詳細図	○
機関室通風装置図	○
LNG関連機器図（LNGタンク強度計算書を含む）	○
LNG関連機器陸上試験成績書	○
軸系及びプロペラ強度計算書	○
軸系振り振動計算書	○
機関部各機器図（総合油圧ユニットを含む）	○
予備品及び要具・装備品目録	○
各機器及び装置取扱説明書	—
機関部陸上試験方案及び船内試験方案	○
機関部陸上試験及び船内試験成績書	—
<b>（電気部）</b>	
電気部要目表	○
電力調査表	○
諸電路系統図	○
電気機器配置図	○
主要配線（経路）図	○
発電機図及び結線図	○
主配電盤装置図	○
照明装置関係図	○
無線機器関係図	○
航海計器関係図	○
船内通信装置及び映像装置図	○
航海灯・信号灯関係図	○

遠隔制御・監視システム装置図	○
電気機器図	○
電気部諸計算書	○
予備品及び要具・装備品目録	○
各機器及び装置取扱説明書	—
電気部陸上試験方案及び船内試験方案	○

海洋環境整備船建造 承諾図書リスト (4 / 4)

図書名称	承諾図書
電気部陸上試験及び船内試験成績書	—
<b>(測量装置部)</b>	
海底地形探査装置図	○
各機器及び装置取扱説明書	—
測量装置部陸上試験方案及び海上試験方案	○
測量装置部陸上試験及び海上試験成績書	—
<b>(清掃装置部)</b>	
清掃装置全体配置図	○
塵芥コンテナ装置図	○
塵芥コンテナ取付図	○
塵芥回収装置図	○
塵芥回収装置取付図及び取付部強度計算書	○
多関節クレーン装置図	○
多関節クレーン取付図及び取付部強度計算書	○
予備品及び要具・装備品目録	○
各機器及び装置取扱説明書	—
清掃装置部陸上試験方案及び海上試験方案	○
清掃装置部陸上試験及び海上試験成績書	—
<b>(油回収装置部)</b>	
油回収装置全体配置図	○
油回収装置図 (昇降装置図を含む)	—
油回収機取付図及び取付部強度計算書	○
油回収管系統図	○
補助電源コンセント配置図	○
放水銃図	○
可燃性ガス検知器配置図	○
予備品及び要具・装備品目録	○
各機器及び装置取扱説明書	—
油回収装置部陸上試験方案及び海上試験方案	○
清掃装置部陸上試験及び海上試験成績書	—
<b>(災害支援部)</b>	
災害支援装置備品図	○

(注記) : 上記図書目録に示す各図書は適宜統合又は分割する場合がある。

(5) 施工状況確認

1) 担当技術者を配置するとともに、デュアル燃料化に対応した海洋環境整備船の建造に関して、以下に掲げる内容の業務を行うものとする。承諾図書と現場の不一致等を発見した場合には、速やかに調査職員に報告すること。

また、業務内容及び交通費等に変更が生じた場合は、調査職員と協議するものとし、工期末日までに変更契約を行うものとする。

(建造 参考数量: 2回)

業務内容	単位	数量
① 建造検査等への臨場 調査職員の指示に従い、建造施設の現状確認や中間検査等に臨場するものとする。	回	1
② 施工管理、施工状況の確認 船体、各種機器、装置類及び使用材料（鋼板・配管・配線等）の品質・出来形（外観、機能、性能）、数量等について承諾図書との照合を行うものとする。また、施工状況（塗装前、居住区内張前状況等）についても、確認を行うものとする。	回	1

6-7. 業務の実施体制

(1) 管理技術者は下表に示す資格要件のいずれかを有する技術者である者とする。

区分	資 格 等
管理技術者	①技術士（総合技術監理部門（建設部門、船舶・海洋部門、機械部門に関連する科目に限る）又は建設部門、船舶・海洋部門、機械部門） ② APEC エンジニア（Industrial、Civil、Geotechnical、Structural、Environmental、Mechanical、Electrical、Chemical 又は Information 分野） ③ R C C M（港湾及び空港部門又は機械部門）又は同等の能力を有する者。 ④ 小型船造船業法第 11 条の要件を満足する者 注 1 「R C C M と同等の能力を有する者」とは、R C C M 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者。

(2) 日曜日、祝祭日、夏期休暇、年末年始休暇、全土曜日及び夜間に業務を行なうことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知する。

(3) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者の配置は以下に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区分	資 格 等
担当技術者	・船舶の設計、建造、修理又は改造業務に、大学・高専卒業後 5 年、短大卒業後 7 年又は高校卒業後 9 年以上の実務経験を有する者。 ・船舶の設計、建造、修理又は改造において、補助業務又は施工管理の実務経験を有する者。

## 6-8. 報告

### (1) 承諾図書の検討結果

調査職員に対し、検討結果報告書にて審査期間内に報告するものとし、審査期間は承諾図書の項目毎に原則1週間を予定しているが、これにより難しい場合は、調査職員と協議し決定するものとする。また、検討結果報告書の様式は調査職員と協議するものとする。

### (2) 施工状況確認結果

実施した業務の内容、その他必要事項を記入した業務実施報告書を作成し、速やかに調査職員に報告するものとする。また、業務実施報告書の様式は調査職員と協議するものとする。

## 6-9. 業務完成図書

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

(1) 電子納品とは、特記仕様書、図面、業務計画書、報告書、納品図面、管理写真、測定データ等全ての最終成果（以下「業務完成図書」という。）を「土木設計業務等の電子納品要領」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し納品するものである。なお、電子化の対象書類及び書面における署名又は押印の取り扱いについては、調査職員と協議のうえ決定する。また、電子納品の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】及び「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【業務編】を参考にする。

(2) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「要領」に記載がない項目の電子化及びBD-Rの提出については、調査職員と協議のうえ、決定する。

(3) 「紙」による報告書は製本2部提出するものとする。なお、報告書製本の体裁は黒表紙金文字製本のA4判とし、図面は縮小A3判折込を標準とする。

(4) 管理写真は、「デジタル写真管理情報基準（案）」に基づき提出しなければならない。

(5) 図面は、「CAD製図基準」に基づいて作成しなければならない。

また、図面作成の運用にあたっては、「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン【資料編】」を参考とする。

(6) 特記仕様書及び発注図面の電子データは発注者が提供する。

(7) 業務完成図書の提出先は下記のとおりとする。

国土交通省関東地方整備局海洋環境・技術課 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57

## 7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 8. その他

(1) 本業務に必要な契約関連図書（特記仕様書等）は、発注者のものを使用することができる。なお、JIS等市販図書は受注者が用意しなければならない。

- (2) 本業務で知り得た情報を他に漏らした場合は、契約の解除及び指名停止の処置を行うことがある。
- (3) 本特記仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。

以 上